

## 第3章 史跡の本質的価値

### 第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値である。（文化財保護法第2条）したがって、史跡の本質的価値は土地と一体の「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されている。（文化庁「史跡等整備のてびき」2004）

指定説明文及び追加指定説明文で示された「史跡百舌鳥古墳群」の本質的価値について、次のとおり整理して示す。

#### ●4世紀後半から6世紀前半に築造された様々な形態・規模の古墳で構成される

百舌鳥古墳群は本来、100基を超える古墳で構成されていた。巨大前方後円墳の仁徳天皇陵古墳を核に、大型及び中型の前方後円墳、円墳や方墳など、様々な形態・規模の古墳で構成されている。住宅が密集する都市部に現在も44基が存在する。前方後円墳11基、円墳6基、方墳2基の計19基が史跡に指定され、広域に分布している。

#### ●古墳時代の政治的・社会的構造を如実に示している

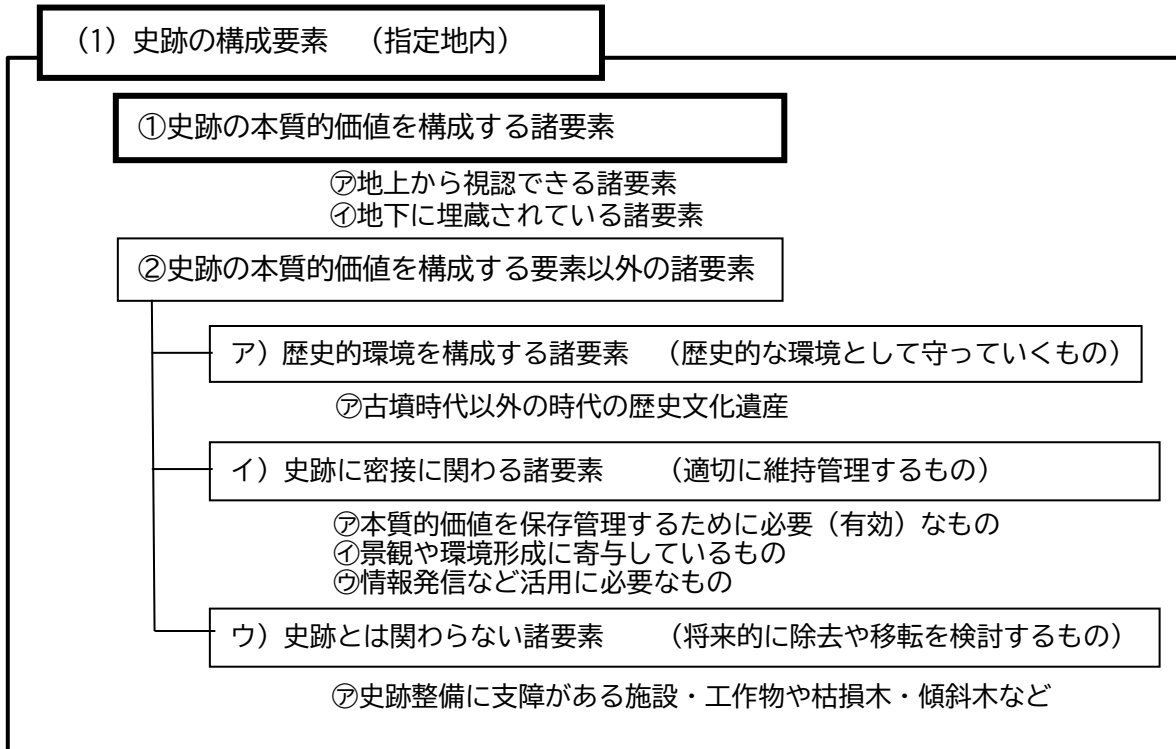
巨大な前方後円墳だけでなく、中・小型の前方後円墳・円墳・方墳も数多く築かれている。これら古墳の墳丘形態や規模などの違いは、この地域に一大政治集団が存在していたことを示し、有力首長と中小首長層からなる当時の政治や社会的な階層差を示していると考えられる。

#### ●古墳時代の中央政権の状況を知ることができる極めて重要な古墳群である

国内でも特筆すべき規模の前方後円墳を複数有し、単独に存在する古墳や巨大古墳に付随する様々な規模・墳形の古墳で構成されている。このことから、我が国における古代国家形成期を考える上で、当時の中央政権の状況を知ることができる極めて重要な古墳群といえる。

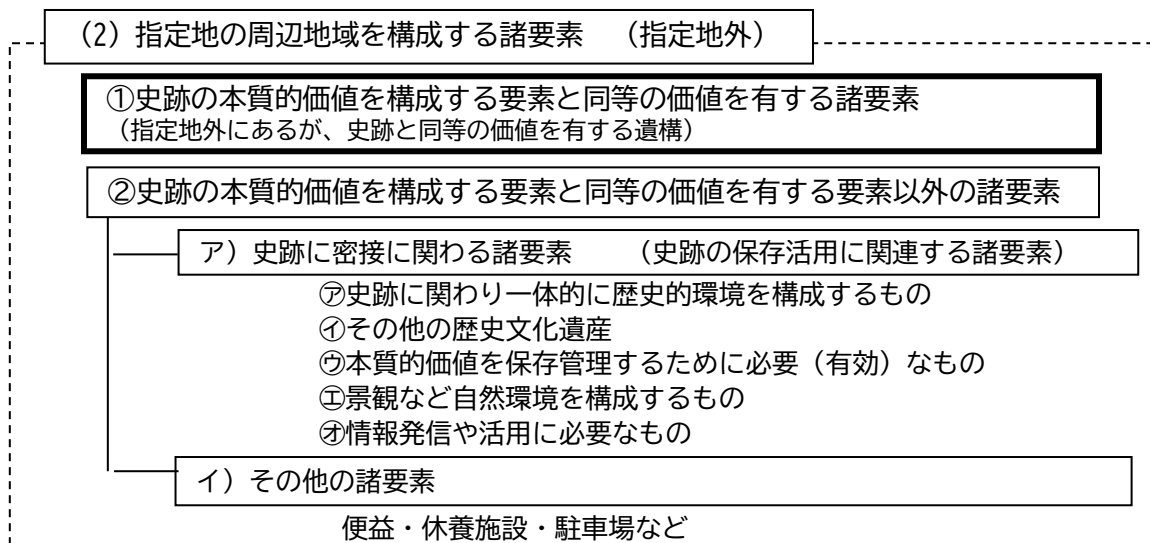
## 第2節 構成要素の特定

史跡百舌鳥古墳群を構成する要素は、指定地内について、史跡の本質的価値を構成する諸要素と、それ以外の諸要素に分類した。後者を、ア) 歴史的環境を構成する諸要素、イ) 史跡に密接に関わる諸要素、ウ) 史跡とは関わらない諸要素に細分した。



史跡の構成要素

また、指定地周辺において、古墳の墳丘や周濠の一部など本来、史跡の本質的価値を構成する諸要素と同等の価値を有するものがあることから指定地の周辺地域を構成する諸要素についても整理した。



指定地の周辺地域を構成する諸要素

## (1) 史跡の構成要素

### ①史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、改変することなく確実に保存するもので、㉗地上から視認できる諸要素と㉘地下に埋蔵されている諸要素がある。

古墳を構成している墳丘や周濠、墳丘の外装施設である葺石や埴輪、地下に埋蔵された埋葬施設である石棺などの遺構や副葬品などの遺物は、史跡の本質的価値を構成する要素である。

### ②史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素

史跡を構成する要素の中には本質的価値を構成するものではないが、時間の経過の中で、指定地内に自然的・人為的に付加された要素がある。史跡の本質的価値を現在に伝える上で欠くことのできないア) 歴史的環境を構成する諸要素やイ) 史跡に密接に関わる諸要素と、ウ) 史跡とは関わらない諸要素である。

#### ア) 歴史的環境を構成する諸要素（歴史的な環境として守っていくもの）

古墳群としての史跡の本質的価値とは直接関連しないが、当該史跡に先行あるいは後出する古墳時代以外の歴史文化遺産で、集落などの遺跡・街道など指定地の良好な環境と景観を形成し新たな価値を生み出しているもので、今後も歴史的環境として守っていくべきもの。

#### イ) 史跡に密接に関わる諸要素（適切に維持管理するもの）

史跡の本質的価値を現在に伝える上で史跡標柱や境界杭、遺構の保存や史跡の公開活用を目的として設置された説明板や柵のように情報発信など活用に必要なのが史跡に密接に関わる要素である。例えば現代の地域住民にとって、古墳は水と緑が一体をなす景観として住民の生活に密接に関わっている。墳丘の樹木は地域の貴重な緑地空間となり、水を湛えた濠を持つ古墳もあり、憩いの場を提供している。そのため、水濠の保持に関わるもの（樋や排水施設など）、土留めのために設置された擁壁など本質的価値を保存管理するために必要（有効）なもの（㉗）、墳丘表土の流出防止や景観構成要素となっている墳丘上樹木や墳丘上地被類などの景観や環境形成に寄与しているもの（㉘）もこの諸要素に含まれる。指定地の良好な環境や景観を形成し新たな価値を生み出している要素で、今後も適切な維持管理を行い、保全に努めるべき対象となるものである。さらに、この諸要素に含まれるものとして、史跡の公開活用を目的として設置された説明板や柵がある（㉙）。

これらは今後、維持管理や整備・公開において、形状や仕様を変更する必要性が生じたときには適切に対応する。

ウ) 史跡とは関わらない諸要素（将来的に除去や移転を検討するもの）

史跡とは関わらない諸要素は、指定地内に自然的・人為的に付加された諸要素のうち、遺構の保存に悪い影響を及ぼしている、又は将来的にその可能性があるもので、除去や移転を検討すべき要素である。

史跡と関わりのない工作物、遺構に悪影響を及ぼしている傾斜木・枯損木や竹などは、将来的に除去や移転を検討する諸要素である。

## (2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素

### ① 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する諸要素

（指定地外であるが、史跡の本質的価値と同等の価値を有するもの）

指定地の周辺において、墳丘や周濠の一部などの本来、史跡の本質的価値を構成する要素が指定地外にある場合、史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素に含まれる。今後の発掘調査などによっては追加指定の対象となる可能性があることから、その点に留意して整理した。史跡を取り巻く状況が変化した場合にはその都度見直しを行っていく必要がある。

### ② 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素

ア) 史跡に密接に関わる諸要素（史跡の保存活用に密接に関連するもの）

周辺に所在する古墳や古墳時代の関連遺跡で一体的に歴史的環境を構成するもの（㉗）や古墳時代より先行あるいは後出する古墳時代以外のその他の歴史文化遺産（㉘）、標柱や柵などで史跡の本質的価値を保存管理するために必要なもの（㉙）、史跡の立地や成立の基盤となっている景観や地形等の自然環境を構成するもの（㉚）、などがある。さらに、説明板や遺構表示など史跡の活用を図る上で有効な施設（㉛）も含まれる。

イ) その他の諸要素（史跡の保存活用に関連するもの）

指定地周辺で、史跡を管理及び活用していく上で有益な便益施設がある。例えば来訪者の利便性を高めるための施設（誘導標識、公園園路、周遊路、駐車場、トイレ等）が考えられる。その他、史跡の本質的価値あるいは古墳の景観（古墳からの眺望、周辺から見た古墳の見え方など）を考慮しながら検討する。

(1) 史跡の構成要素一覧（指定地内）

分類	具体的な要素	百舌鳥古墳群	①いたすけ古墳	
① 史跡の本質的価値を構成する諸要素	㉗地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠 ①いたすけ古墳：前方後円墳・周濠、②長塚古墳：前方後円墳、③収塚古墳：帆立貝形古墳、④塚廻古墳：円墳、⑤文珠塚古墳：前方後円墳、⑥丸保山古墳：帆立貝形古墳・周濠、⑦乳岡古墳：前方後円墳、⑧御廟表塚古墳：帆立貝形古墳・周濠、⑨ドンチャ山古墳：円墳、⑩正楽寺山古墳：円墳、⑪鏡塚古墳：円墳、⑫善右工門山古墳：方墳、⑬銭塚古墳：帆立貝形古墳、⑭グワショウウ坊古墳：円墳・周濠、⑮旗塚古墳：帆立貝形古墳・周濠、⑯寺山南山古墳：方墳・周濠、⑰七観音古墳：円墳、⑱御廟山古墳内濠：周濠、⑲ニサンザイ古墳内濠：周濠	墳丘（前方後円墳、墳長146m、3段築成、南側に造り出し） 周濠	
	㉘地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	埋葬施設・葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	
② 史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産	石製塔婆・表門・生垣 国登録・重要文化財、府・市指定文化財・天然記念物、市指定保存樹木	
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㉗本質的価値を保存管理するために必要なもの	史跡標柱・標柱・フェンス・門扉・樋・護岸・擁壁・植生土嚢・防草シート・排水施設・縁石・余水吐・管理用通路	史跡標柱・フェンス・門扉・周濠護岸・樋・給水施設・余水吐
		㉘景観や環境形成に寄与しているもの	地被類・樹木・蘚苔類・水生植物 公園	墳丘上地被類・樹木・水生植物
		㉙史跡の活用を目的として設置したもの	説明板・木柵・周遊路・サイン案内板	説明板（2）
ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㉚除去や移転を検討すべきもの	危険木・橋・掲示板・植栽・資材・コンクリート構造物・削平跡・祠・電柱・階段・園路・物置・パーゴラ・照明灯・外来生物	校区掲示板・橋	

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧（指定地外）

分類	具体的な要素	百舌鳥古墳群	①いたすけ古墳	
① 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の諸要素	地下に埋蔵され、調査により確認するもの 周濠・墳丘など		外堤	
② 史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㉗一体的に歴史的環境を構成するもの	黒姫山古墳・古市古墳群・陶器窯跡群	善右工門山古墳・吾呂茂塚古墳跡・播磨塚古墳跡・東上野芝遺跡
		㉘その他の歴史文化遺産	堺環濠都市遺跡・史跡四ツ池遺跡・街道	
		㉙史跡の保存管理に必要なもの		
		㉚景観など自然環境を構成するもの		いたすけ公園
	㉛史跡の活用に有効な施設		周遊路サイン	
イ) その他の諸要素	㉜便益・休憩施設など			

(1) 史跡の構成要素一覧 (指定地内)

分類	具体的な要素	②長塚古墳	③収塚古墳	④塚廻古墳	⑤文珠塚古墳	
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	㉗地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	墳丘（墳長106.4m、前方後円墳、2段築成）	墳丘（墳長59m、帆立貝形古墳）	墳丘（直径35m、円墳）	墳丘（墳長59.1m、前方後円墳、2段築成）・掘割り状遺構
	㉘地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	埋葬施設・葺石埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物
②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㉙本質的価値を保存管理するために必要なもの	史跡標柱・標柱・フェンス・門扉・植生土囊	史跡標柱	史跡標柱・フェンス・門扉・土留ブロック	史跡標柱(2)・フェンス・門扉・雨水流水柵・擁壁・植生マット・筵敷
		㉚景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木・蘚苔類	墳丘上樹木・地被類・ササ類	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類
		㉛史跡の活用を目的として設置したもの			共架説明板	共架説明板
	ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㉜除去や移転を検討すべきもの	植栽・資材・コンクリート構造物	コンクリートブロック擁壁	植栽	削平跡

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧 (指定地外)

分類	具体的な要素	②長塚古墳	③収塚古墳	④塚廻古墳	⑤文珠塚古墳	
①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素	地下に埋蔵され、調査により確認するもの 周濠・墳丘など	周濠	周濠・墳丘（前方部）	周濠		
②史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㉙一体的に歴史的環境を構成するもの	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・孫太夫山古墳・収塚古墳・原山古墳跡・鶯塚古墳跡・茂右衛門山古墳跡・狐塚古墳跡	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・孫太夫山古墳・長塚古墳	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）
	㉚その他の歴史文化遺産					
	㉛史跡の保存管理に必要なもの	フェンス		標柱・縁石・木柵・フェンス		
	㉜景観など自然環境を構成するもの	大仙公園		大仙公園・憩いの広場		
	㉝史跡の活用の有効な施設	独立説明板		独立説明板・墳丘・周濠表示	周濠表示	
イ) その他の諸要素	㉞便益・休憩施設など	市広報板 校区揭示板	ベンチ			

(1) 史跡の構成要素一覧 (指定地内)

分類		具体的な要素	⑥丸保山古墳	⑦乳岡古墳	⑧御廟表塚古墳	⑨ドンチャ山古墳
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	㊲地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	墳丘(墳長87m、帆立貝形古墳)・周濠	墳丘(墳長155m、前方後円墳、3段築成)	墳丘・周濠(墳長84.8m、帆立貝形古墳、2段築成)	墳丘(直径26m、円墳)
	①地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	長持形石棺・埴輪列・地下に埋蔵されている遺構・遺物	埋葬施設・葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	地下に埋蔵されている遺構・遺物
②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産		石製塔婆	旧筒井家表門・生垣	
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㊲本質的価値を保存管理するために必要なもの	史跡標柱・フェンス・門扉・後円部管理用柵・管理用通(2)・排水施設・堤土留板	史跡標柱・フェンス・門扉・擁壁・防草シート・土留ブロック・石棺保護モルタル	史跡標柱・擁壁・防草シート・注意看板・排水施設・百舌鳥のくす標柱	
		①景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木
	②史跡の活用を目的として設置したもの	共架説明板	共架説明板	独立説明板・木柵		
ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㊲除去や移転を検討すべきもの	植栽・祠・傾斜木・コンクリート構造物	石製階段・植栽・井戸・塩ビ配管・電柱(2)	傾斜木	園路・物置	

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧 (指定地外)

分類		具体的な要素	⑥丸保山古墳	⑦乳岡古墳	⑧御廟表塚古墳	⑨ドンチャ山古墳
①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など		墳丘・周濠	周濠・墳丘前方部	
②史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㊲一体的に歴史的環境を構成するもの	仁徳天皇陵古墳(大山古墳)・菰山塚古墳		木下山古墳跡・渡山古墳跡・賀仁山古墳跡	正楽寺山古墳 平井塚古墳跡 土師遺跡
		①その他の歴史文化遺産			国登録文化財筒井家住宅・府指定百舌鳥のくす・西高野街道	
		②史跡の保存管理に必要なもの				史跡標柱
		③景観など自然環境を構成するもの				陵南中央公園
	④史跡の活用に必要なもの				独立説明板	
イ) その他の諸要素	㊲便益、休憩施設など					

(1) 史跡の構成要素一覧（指定地内）

分類		具体的な要素	⑩正楽寺山古墳	⑪鏡塚古墳	⑫善右工門山古墳	⑬銭塚古墳
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	㊲地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	墳丘（直径16m、円墳）・周濠	墳丘（直径26m、円墳）・周濠	墳丘（一辺28m、方墳）	墳丘（墳長72m、帆立貝形古墳）
	㊲地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	埋葬施設・地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列地下に埋蔵されている遺構・遺物
②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㊲本質的価値を保存管理するために必要なもの		史跡標柱・擁壁・縁石	史跡標柱・フェンス・擁壁	擁壁（墳丘復元）
		㊲景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木	墳丘上樹木
		㊲史跡の活用を目的として設置したもの		独立説明板	共架説明板	
ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㊲除去や移転を検討すべきもの	園路・パーゴラ			スロープ	

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧（指定地外）

分類		具体的な要素	⑩正楽寺山古墳	⑪鏡塚古墳	⑫善右工門山古墳	⑬銭塚古墳
①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など		墳丘・周濠	墳丘	
②史跡の本質的価値を有する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㊲一体的に歴史的環境を構成するもの	ドンチャ山古墳・土師遺跡・平井塚古墳跡	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・塚廻古墳	いたすけ古墳・無名塚19号墳跡・無名塚20号墳跡・無名塚21号墳跡	
		㊲その他の歴史文化遺産				
		㊲史跡の保存管理に必要なもの	史跡標柱			史跡標柱
		㊲景観など自然環境を構成するもの	陵南中央公園			
	㊲史跡の活用に必要なもの	独立説明板			独立説明板	
イ) その他の諸要素	㊲便益、休憩施設など					



(1) 史跡の構成要素一覧（指定地内）

分類		具体的な要素	⑭グワシヨウ坊古墳	⑮旗塚古墳	⑯寺山南山古墳	⑰七観音古墳
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	㉗地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	墳丘（長軸 61m、円墳）・周濠	墳丘（墳長 57.9m、帆立貝形古墳）・周濠・堤・造り出し	墳丘（長辺 44.7m、方墳、2 段築成）・周濠（兼履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）外周溝）	墳丘（直径 32.5m、円墳）
	㉘地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物	葺石・埴輪列 地下に埋蔵されている遺構・遺物
②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産				
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㉗本質的価値を保存管理するために必要なもの	墳丘裾護岸・周濠護岸・排水施設	標柱・墳丘裾護岸・池護岸・池・柵・排水施設	史跡標柱	史跡標柱・標柱・墳丘裾土留め石積・縁石
		㉘景観や環境形成に寄与しているもの	墳丘上樹木・地被類・水生植物	墳丘上樹木・地被類	墳丘上樹木・地被類	つつじ
		㉙史跡の活用を目的として設置したもの				
ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㉗除去や移転を検討すべきもの	園路・パーゴラ・水生植物	送水管関連施設	植栽・フェンス・ブロック塀・用水路跡・柵	照明灯	

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧（指定地外）

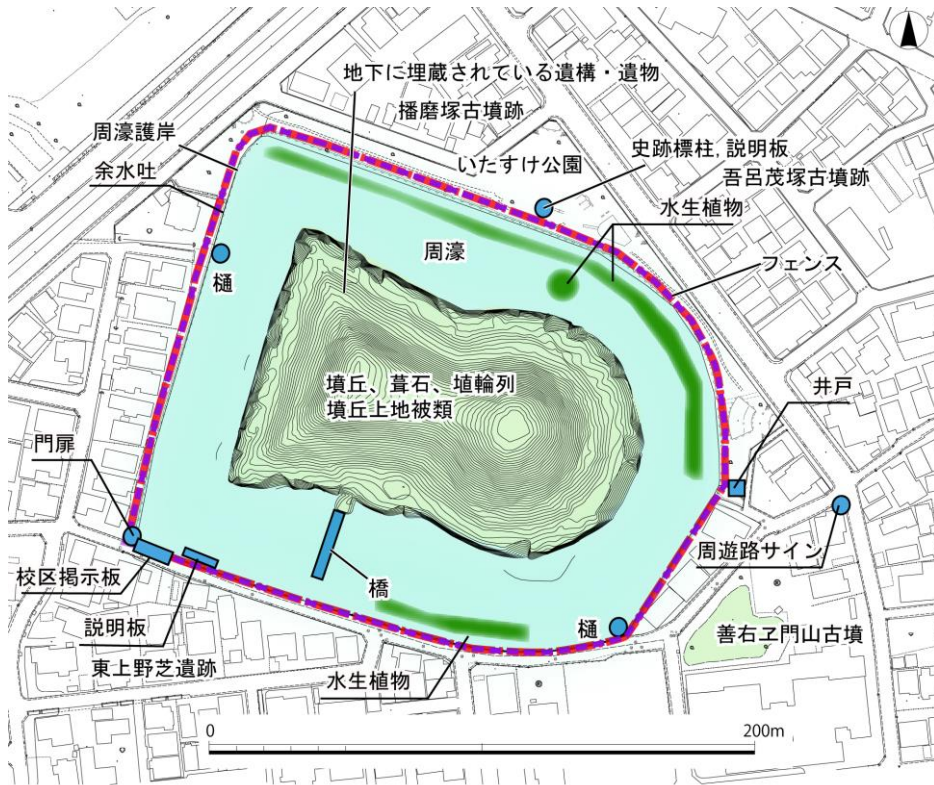
分類		具体的な要素	⑭グワシヨウ坊古墳	⑮旗塚古墳	⑯寺山南山古墳	⑰七観音古墳
①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など				
②史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㉗一体的に歴史的環境を構成するもの	旗塚古墳	グワシヨウ坊古墳	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）・七観音古墳・七観音古墳跡	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）・寺山南山古墳・七観音古墳跡
		㉘その他の歴史文化遺産				
		㉙史跡の保存管理に必要なもの	史跡標柱・標柱	史跡標柱・標柱	フェンス	
		㉚景観など自然環境を構成するもの	大仙公園	大仙公園	大仙公園	大仙公園
	㉛史跡の活用に必要なもの	独立説明板	独立説明板	独立説明板・七観音古墳跡展望台・履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）ビュースポット	独立説明板	
イ) その他の諸要素	㉗便益、休憩施設など		四阿	駐車場・トイレ	駐車場	

(1) 史跡の構成要素一覧（指定地内）

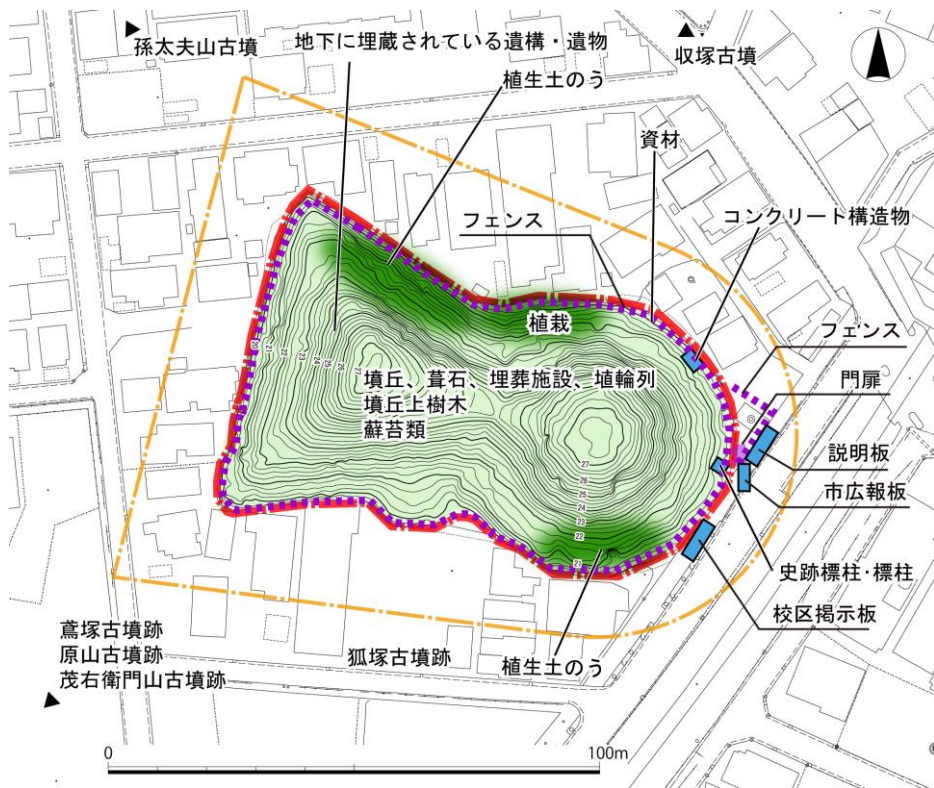
分類		具体的な要素	⑱御廟山古墳内濠	⑲ニサンザイ古墳内濠
①史跡の本質的価値を構成する諸要素	㉗地上から視認できる諸要素	墳丘・周濠	周濠・墳丘裾	周濠・墳丘裾
	㉘地下に埋蔵されている諸要素	埋葬施設・葺石・埴輪列・その他遺物	墳丘裾葺石 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘裾葺石 柱穴（木橋） 地下に埋蔵されている遺構・遺物
②史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	ア) 歴史的環境を構成する諸要素	古墳時代以外の時代の歴史文化遺産		
	イ) 史跡に密接に関わる諸要素	㉗本質的価値を保存管理するために必要なもの	周濠擁壁・樋・余水吐	周濠擁壁・樋・余水吐（2）・墳丘管理用渡り土手
		㉘景観や環境形成に寄与しているもの	水生植物	水生植物
		㉙史跡の活用を目的として設置したもの		
ウ) 史跡とは関わらない諸要素	㉗除去や移転を検討すべきもの	外来生物	外来生物	

(2) 指定地の周辺地域を構成する諸要素一覧（指定地外）

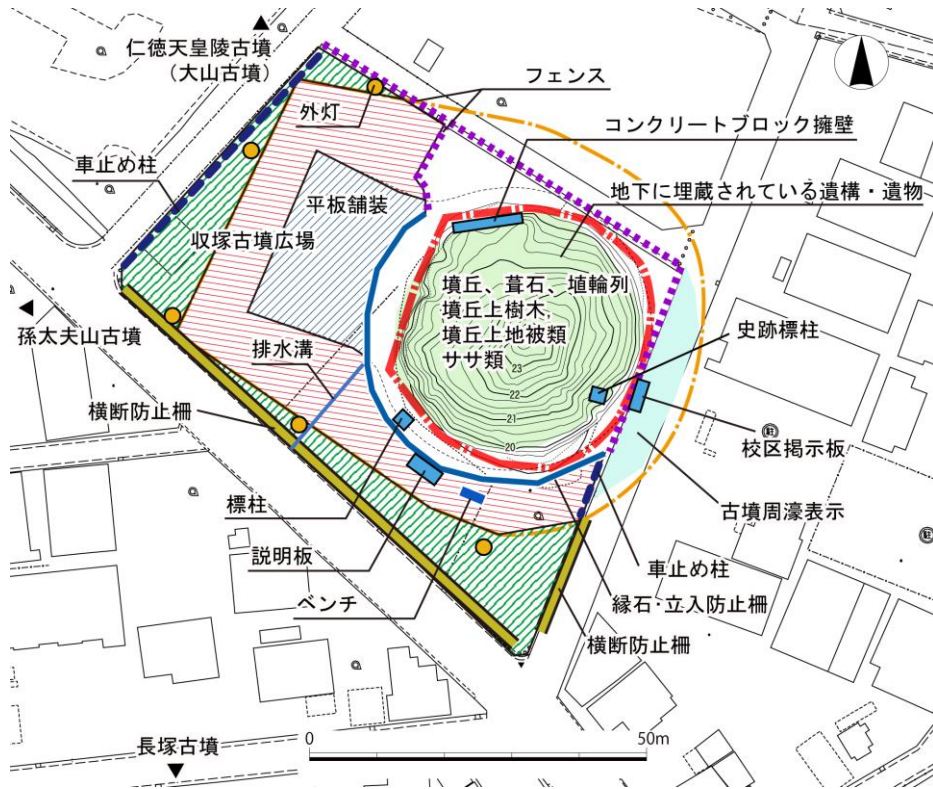
分類		具体的な要素	⑱御廟山古墳内濠	⑲ニサンザイ古墳内濠
①史跡の本質的価値を構成する要素と同等の要素		地下に埋蔵されており、調査により確認するもの 周濠・墳丘など	外濠・内堤	外濠・内堤
②史跡の本質的価値を構成する要素と同等の価値を有する要素以外の諸要素	ア) 史跡に密接に関わる諸要素	㉗一体的に歴史的環境を構成するもの	御廟山古墳墳丘・万代山古墳・カトンボ山古墳跡・百舌鳥赤旗町1号墳跡・百舌鳥本町遺跡	ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳・経塚古墳跡・こうじ山古墳跡
		㉘その他の歴史文化遺産	百舌鳥八幡宮・重要文化財高林家住宅	
		㉙史跡の保存管理に必要なもの	転落防止柵	転落防止柵
		㉚景観など自然環境を構成するもの		にさんざい公園・御陵山公園
	㉛史跡の活用に必要なもの	独立説明板・周遊路サイン（2）	独立説明板（3）・周遊路サイン	
イ) その他の諸要素	㉗便益、休憩施設など	周遊路	にさんざい公園・御陵山公園（四阿他）・周遊路	



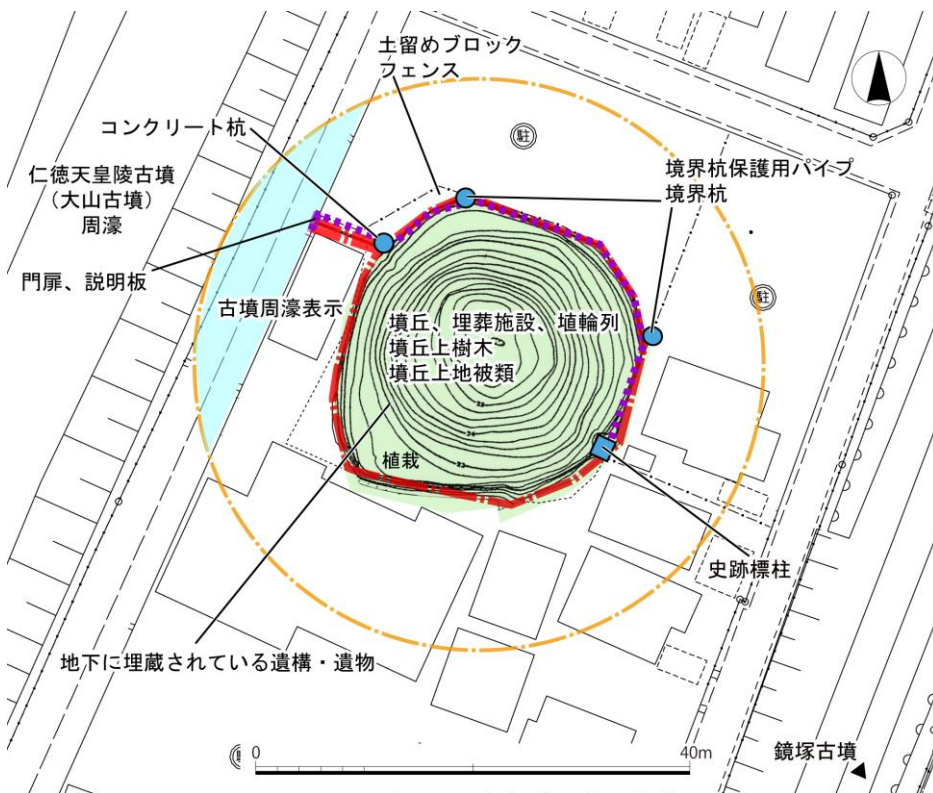
①いたすけ古墳



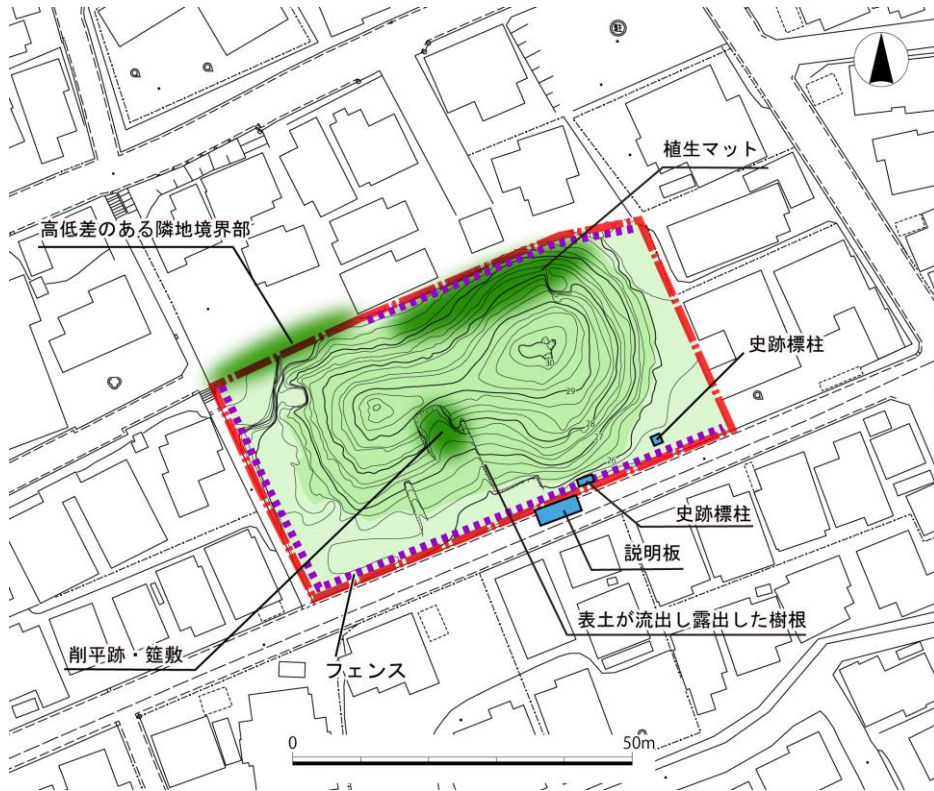
②長塚古墳



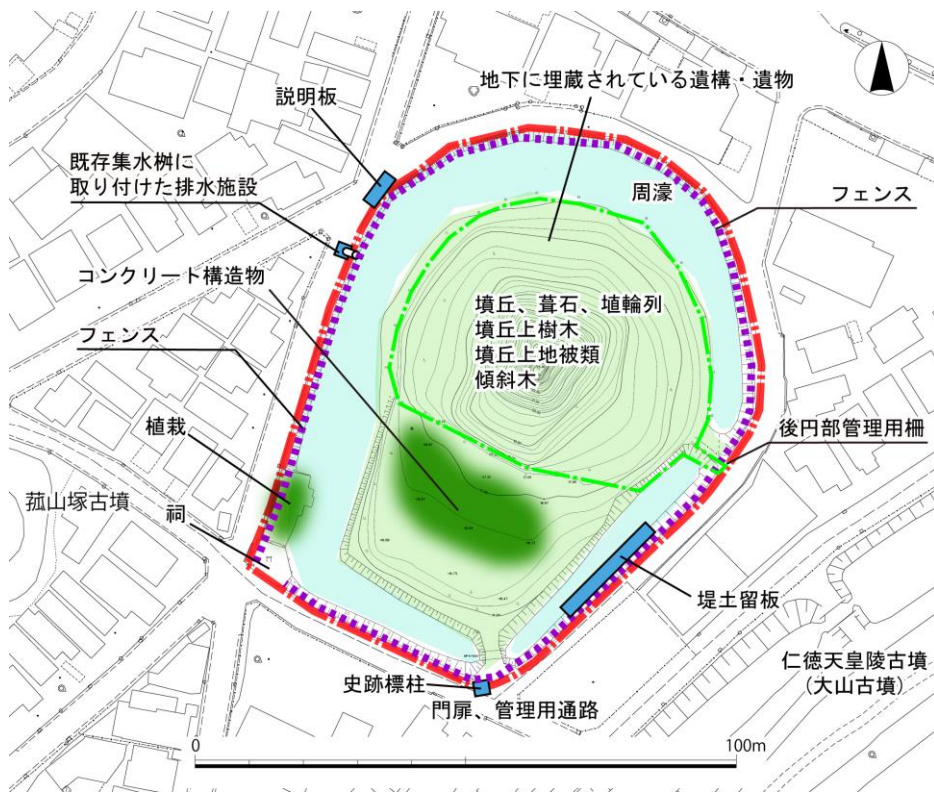
③収塚古墳



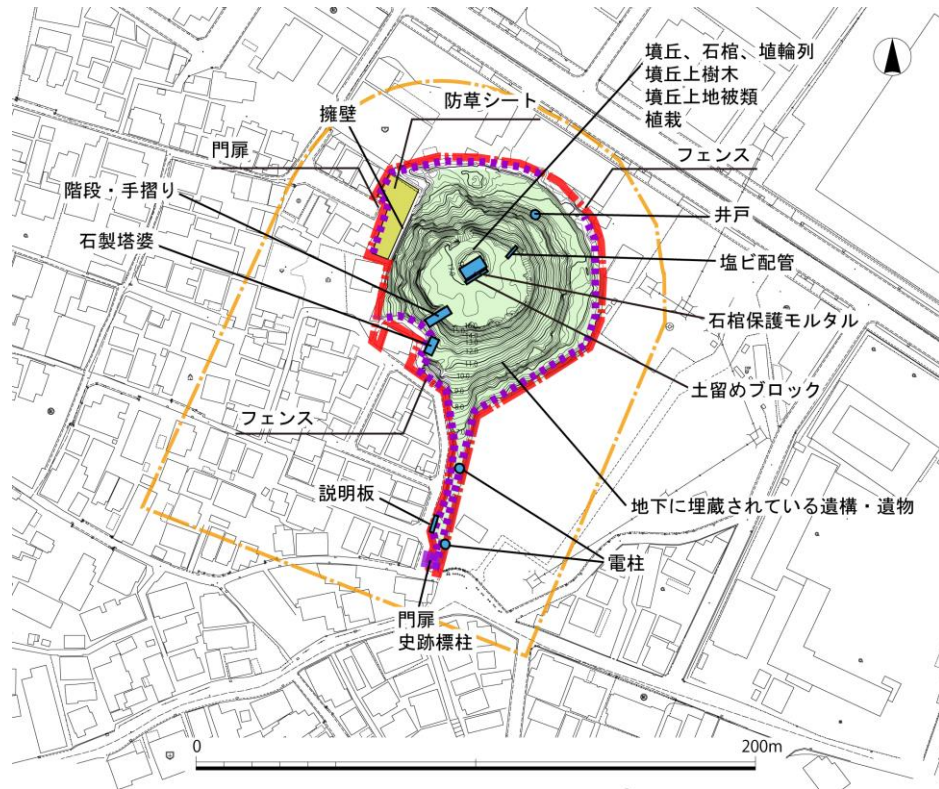
④塚廻古墳



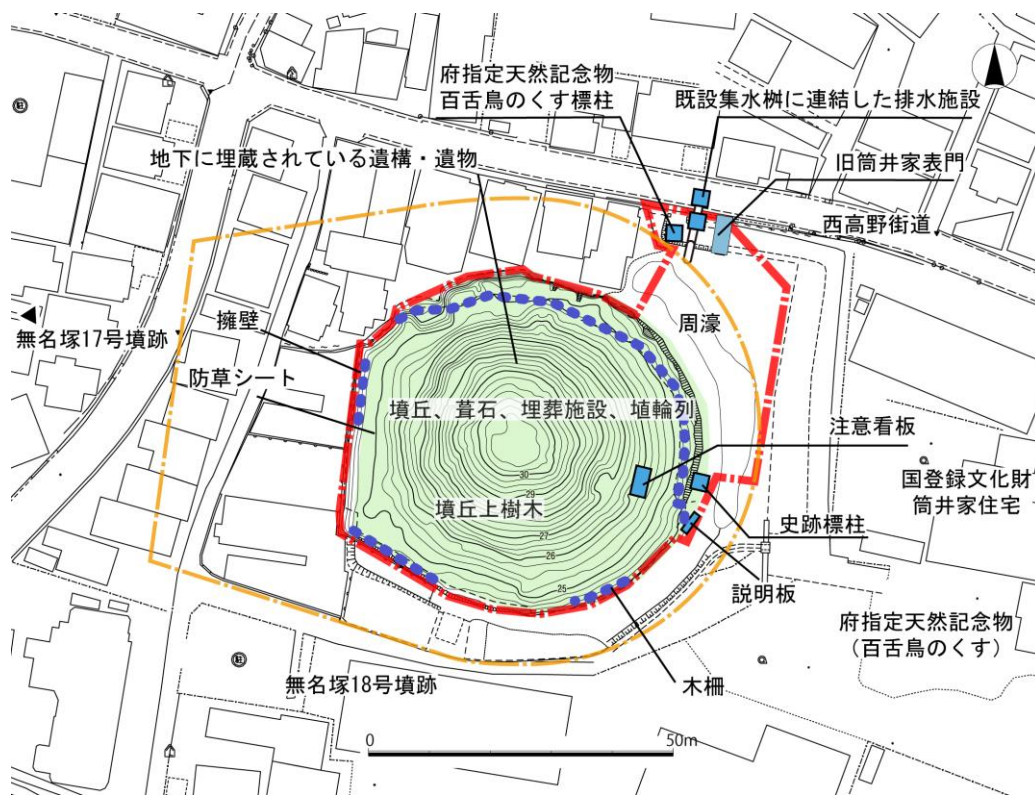
⑤文珠塚古墳



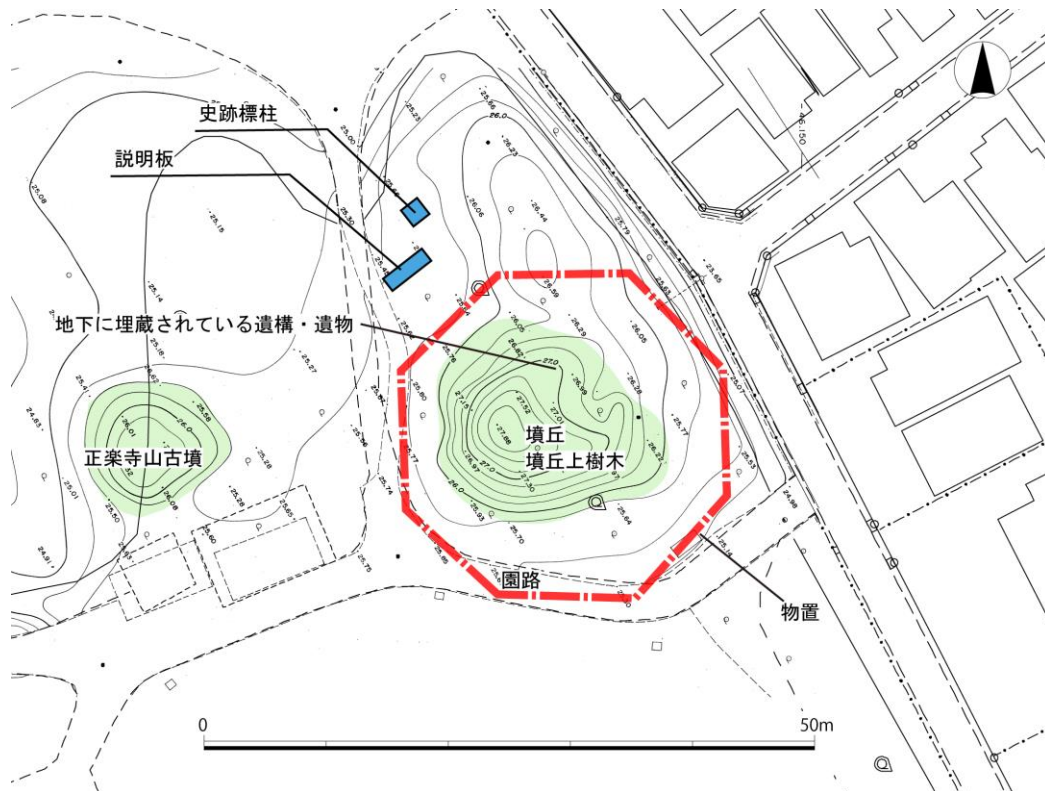
⑥丸保山古墳



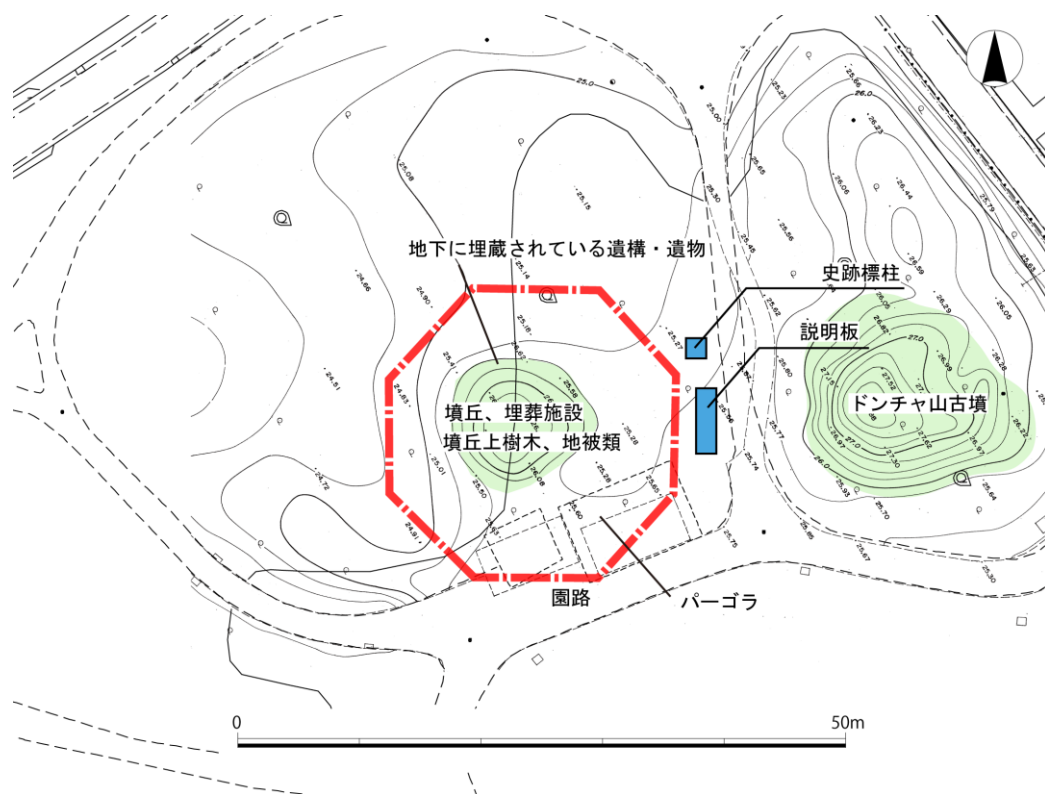
⑦乳岡古墳



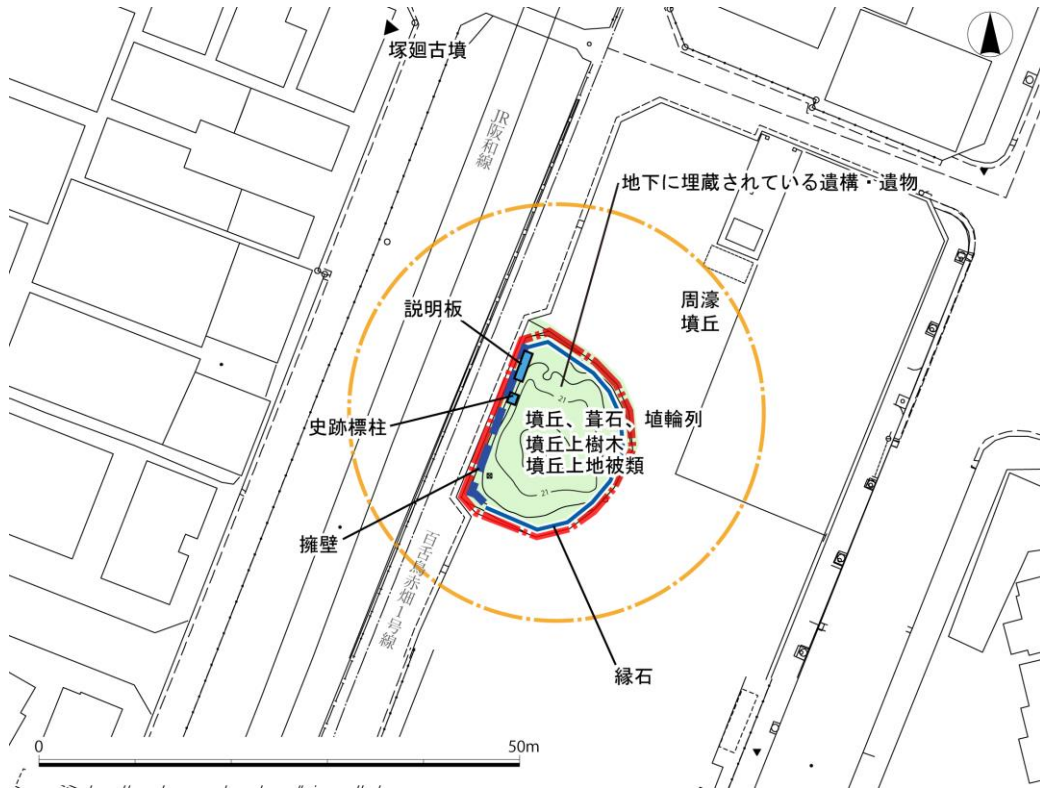
⑧御廟表塚古墳



⑨ドンチャ山古墳



⑩正楽寺山古墳

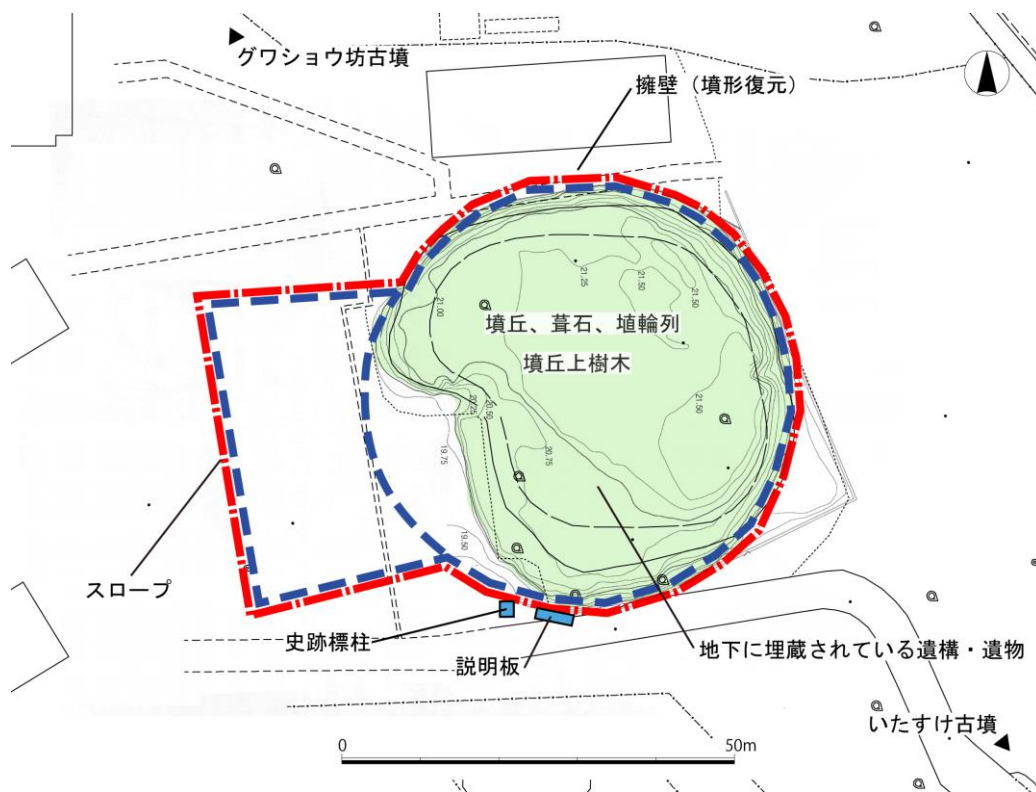


⑪ 鏡塚古墳

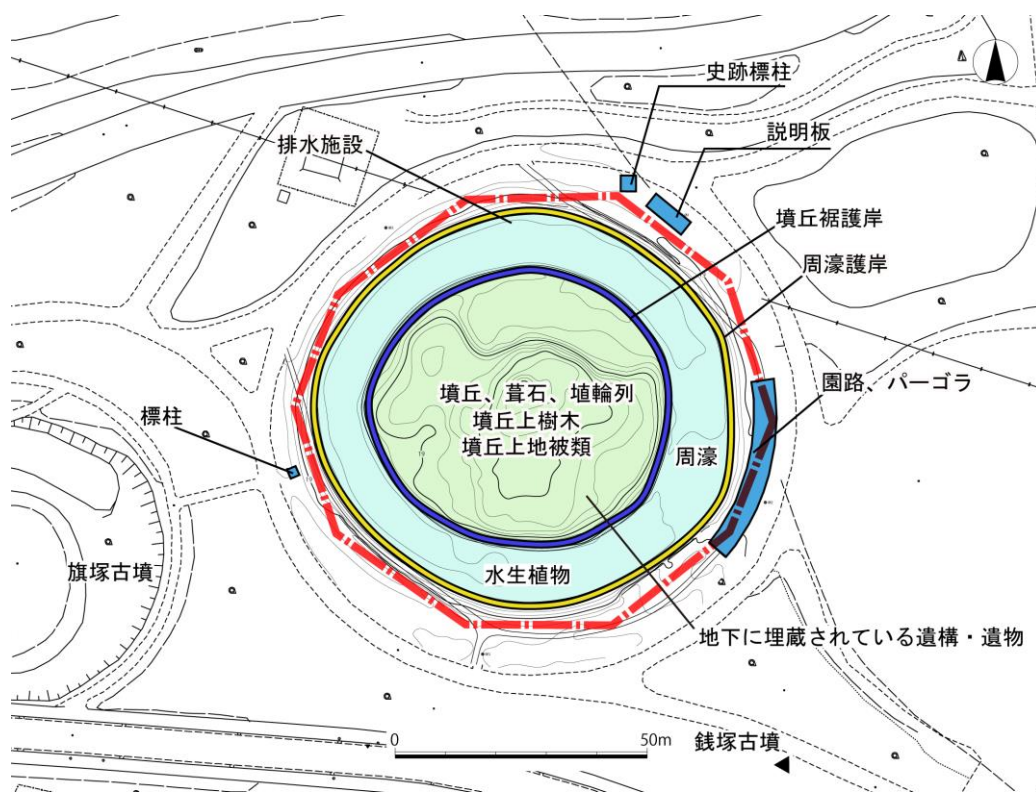


⑫ 善右エ門山古墳

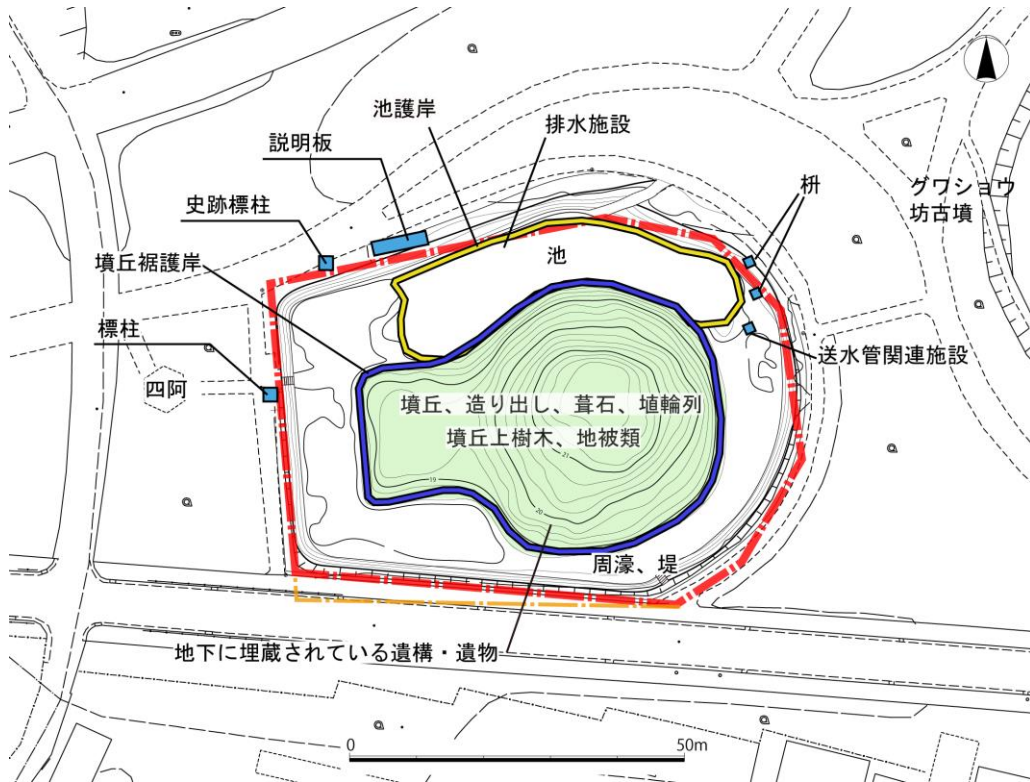




⑬ 銭塚古墳



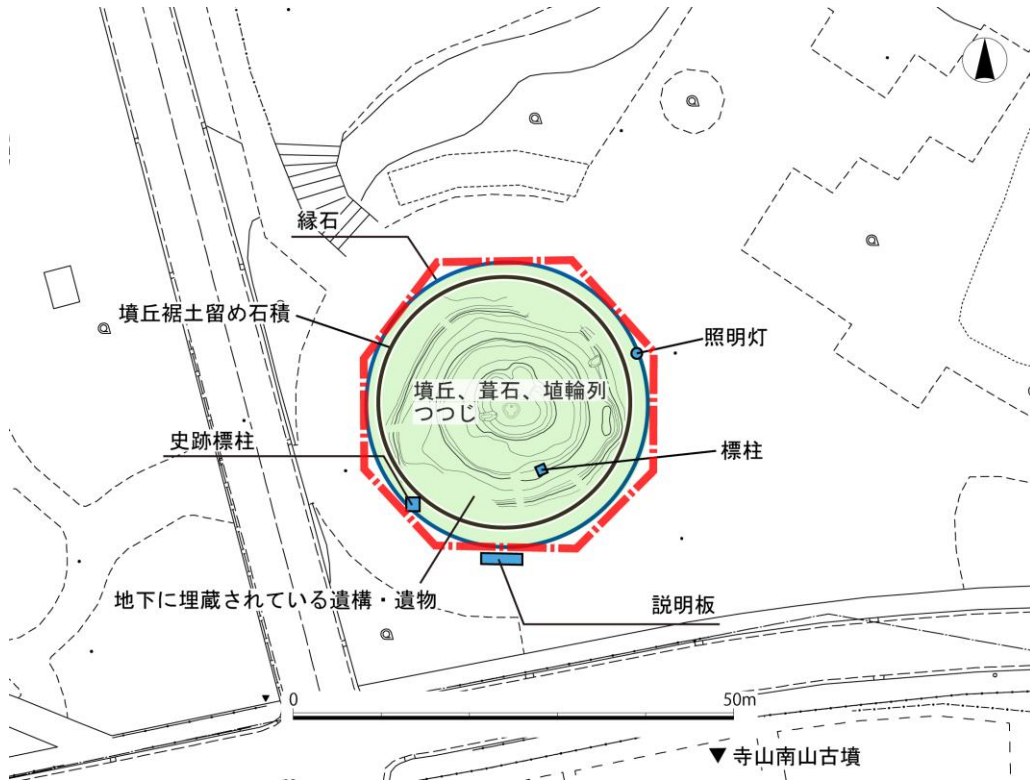
⑭ グワシヨウ坊古墳



⑮旗塚古墳



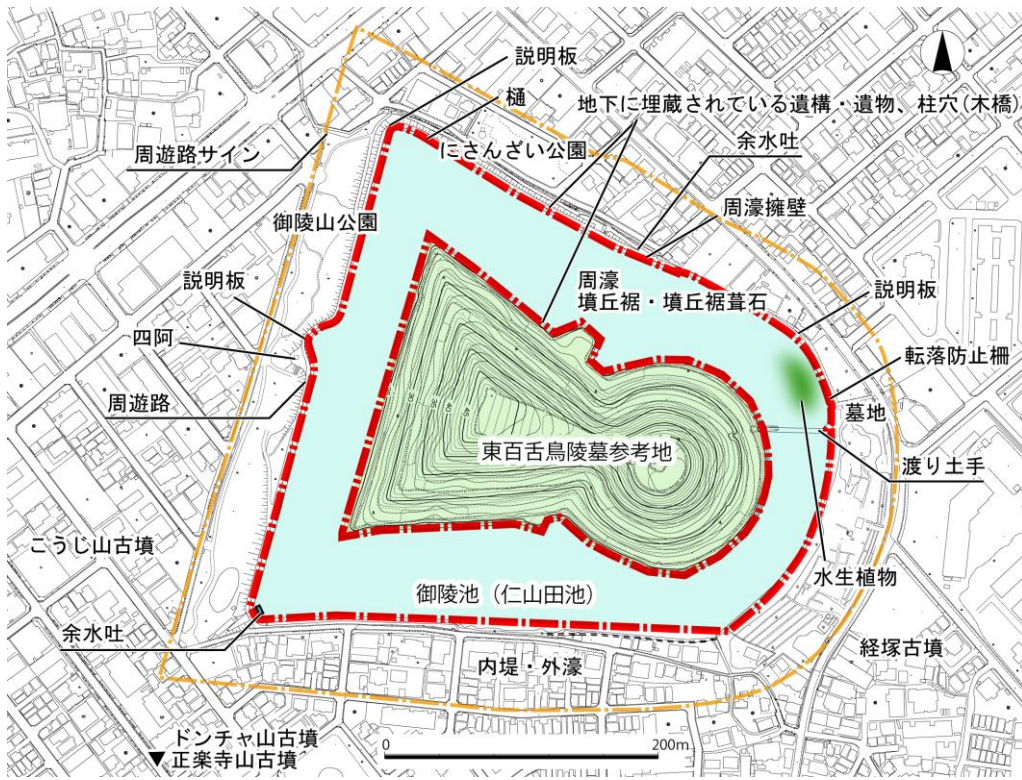
⑯寺山南山古墳



⑰七観音古墳



⑱御廟山古墳内濠



⑨ニサンザイ古墳内濠